

(陳受19第20号)

原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書提出に関する陳情

受理年月日

平成19年11月12日

陳情者

吉祥寺南町3-13-10
武蔵野市原爆被害者の会
会長 永井 淳一郎

陳情の要旨

広島・長崎で原子爆弾の被害を受け、「被害者健康手帳」の交付を受けている被爆者は全国に251,834人在住していますが、「原爆症」と認定されている被爆者はそのうち2,215人、わずか0.9%にすぎません。

2000年7月には最高裁が、長崎の爆心地から2.45キロメートルの地点で被爆した女性が頭部に受けた外傷の治癒の遅れから発症した肢体障害を原爆症と認めました。しかし、厚生労働省はその後も2キロメートル以内という至近距離で直接被爆した者のガンも却下するという「審査の方針」にこだわり続け、「被害者の1%未満しか認定しない」という行政を続けています。

この誤りを正そうと、2003年から相次いで起きた集団訴訟は、2007年8月21日現在で15カ所の地裁と6カ所の高裁に広がり、原告数は275人にのびりました。

提訴から3年を経過した昨年、6カ所の地方裁判所が、次々に判決を言い渡しました。このうち、昨年5月の大阪地裁は原告9人全員勝訴、8月の広島地裁も原告41人全員勝訴の判決を言い渡し、「審査の方針」の機械的運用を厳しく批判し、被爆者の救済を求めました。さらに、今年1月の名古屋地裁判決、3月の東京地裁判決と仙台地裁判決、7月の熊本地裁判決でも一部で原爆症の認定を命じる判決がなされました。

このように6回もの「国側敗訴」という司法判断が示されたにもかかわらず、厚生労働省は一向に制度を改めないばかりか、敗訴した原告については控訴を繰り返しています。このままでは、ほとんどの被爆者が「原爆症」と認定されない事態が続き、原爆被害の実相を明らかにさせるためには、被爆者は生きている限り裁判を続けなければならない事態になりかねません。

今年3月に判決が言い渡された東京の第1次原告30人は、提訴の2003年5月以降その3分の1を超える12人が死去しました。被爆者の平均年齢は74.6歳となり、ほとんどが高齢者となっています。

つきましては、貴市議会におかれましても、被爆者本位の制度に改めるため、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条で規定されている「原爆症認定」審査が原爆被害の実態に見合った制度に改善されるよう、国に対する意見書を提出していただきますよう陳情いたします。